

東京工業高等専門学校動物実験・遺伝子組換え実験安全委員会規則

制 定 平成30年 3月 7日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京工業高等専門学校動物実験等取扱規則（以下「取扱規則」という。）第5条、東京工業高等専門学校遺伝子組換え実験安全管理規則（以下「実験安全管理規則」という。）第5条及び東京工業高等専門学校内部組織運営規則第21条第2項の規定に基づき、本校における動物実験及び遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）の適正な運用を図るため、東京工業高等専門学校動物実験・遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、動物実験に関し、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、校長に報告する。

- 一 動物実験計画の関係法令等及び取扱規則への適合に関すること。
- 二 動物実験計画の実施の状況及び結果や成果の確認に関すること。
- 三 実験室及び実験動物の飼育保管状況に関すること。
- 四 取扱規則第24条に定める教育訓練の実施に関すること。
- 五 その他動物実験等の適正な実施に関すること。

2 委員会は、遺伝子組換え実験に関し、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、校長に報告する。

- 一 実験に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- 二 実験計画の関係法令等及び実験安全管理規則への適合に関すること。
- 三 実験安全管理規則第19条に定める教育訓練の実施に関すること。
- 三 実験安全管理規則第20条に定める健康管理に関すること。
- 四 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。
- 五 その他実験の安全確保に関し必要な事項

3 委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項に関し、校長に助言又は勧告することができる。

4 委員会は、必要に応じて実験責任者及び遺伝子組換え実験安全主任者（以下「実験安全主任者」という。）に報告を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（総務・企画担当）
- 二 実験安全主任者を含む実験に関係する教員 若干名
- 三 実験に関係しない教員 若干名

四 総務課長

五 実験に関する技術職員 若干名

六 その他校長が指名する者 若干名

2 前項第二号、第三号及び第五号の委員は校長が任命する。

3 前項第二号、三号及び第五号、六号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教員のうちより校長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会の同意を得て委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年3月7日から施行する。

東京工業高等専門学校動物実験委員会規則（平成21年1月8日制定）は廃止する。